

災害時における近畿地方整備局所管施設等の

緊急災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と、一般社団法人滋賀県測量設計技術協会会长（以下「乙」という。）とは、災害時における近畿地方整備局所管施設等の緊急的な災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・津波・風水害等異常な自然現象及び予測できない災害等が発生した場合において、甲が管理又は委託管理する施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。）において発生した災害の緊急的な応急対策調査を実施するにあたり、甲及び乙は協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、近畿地方整備局の所管施設等における災害発生箇所とする。

（業務の内容）

第3条 甲は所管施設等が被災し必要と認めるときは、乙に出動を要請することができるものとする。

2 乙の会員は、甲からの出動要請を受けた乙の指示に基づき、できる限り速やかに所管施設等の被災状況を把握し、甲又は甲の所掌する事務所等の長（以下「事務所長等」という。）の指示により当該災害の応急対策調査を実施するものとする。

3 乙は、前項の災害応急対策調査業務を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要な資機材の確保等に努めるとともに、実施体制表をあらかじめ作成し甲に提出しておくものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条第3項に定める所管施設等の災害応急対策調査業務の実施体制表は、乙の会員の連絡系統図及び連絡一覧表とする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲又は事務所長等は、第3条に基づき、乙に乙の会員の出動を要請したときは、出

動した乙の会員と遅滞なく測量・調査等請負契約を締結するものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期限は、令和5年3月31日までとする。ただし、期限満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のない場合は、本協定の有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

また、締結後、甲乙いずれかの申し出により本協定は、廃止することができる。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い甲又は事務所長等、乙又は乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は各種資機材等に損害が生じた場合には、乙又は乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は事務所長等に報告するものとし、その措置については甲又は事務所長等と乙又は乙の会員が協議して定めるものとする。

(細目協定)

第8条 この協定で締結された内容を円滑に推進するため、事務所長等と乙は細目協定を定めることができる。

(その他)

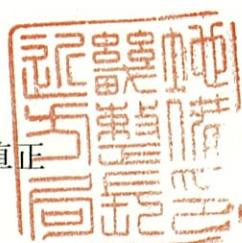
第9条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議し定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

令和 4年 3月 29日

甲 国土交通省 近畿地方整備局長

東川 直正



乙 一般社団法人滋賀県測量設計技術協会会长

田中 伸明

